

＜交流及び共同学習・小集団学習講師（知的障害特別支援学級）＞募集案内

採用予定人数	若干名
職務内容	1 特別支援学級在籍児童生徒の通常の学級における学習活動の補助 2 給食、委員会活動等、校内の活動に関する補助 3 交流及び共同学習・小集団学習を行うために、学校長が必要と認めた教育活動
勤務場所	北区立小中学校のうち特別支援学級を設置している学校 知的障害特別支援学級設置校 小学校10校 中学校7校 ※勤務校は、採用決定後に通知いたします。
対象者	下の条件すべてに該当する者 ○小学校または中学校教員免許状取得者 ○特別支援学級における交流及び共同学習・小集団学習の主旨を理解し、積極的に交流学習等の支援に取り組む意欲のある者 ○学校に勤務する者として、品格ある行動のとれる者 ※受験日当日に地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する方は受験できません。 ※特別支援教育巡回指導講師・交流及び共同学習・小集団学習講師（自閉症・情緒障害特別支援学級）と併願可（兼務は不可）。
任用期間	令和8年9月1日～令和9年3月31日
報酬額	日額10,500円（地域手当相当額を含む） ※採用されるまでに給与改定が行われた場合は、その額によります。 ※通勤に係る費用は実費を支給します（1か月の上限額：55,000円）。 ※公務のための旅費には実費を支給いたします。 ※上記の他、勤務条件により期末手当の支給があります。
勤務日数	4週4日勤務（週1日程度）、火曜日 ※ 冬季等の休業期間中は除きます。 ※ 上記日数には、休日（下記）を含みません。
勤務時間	1日4時間30分勤務 ※勤務時間の主なパターンについては、別紙をご参照ください。
休憩時間	なし
週休日・休日	週休日：日曜日及び土曜日 ※その他の週休日は、勤務表（シフト表）によって定める。 ※ただし、土曜日に勤務する場合（土曜授業等）については、週休日の振替を行う。 休日：祝日、年末年始（12月29日から1月3日）、その他北区規則で定める日
休暇	年次有給休暇・慶弔休暇等あり
時間外労働	原則なし ※ただし、学校行事等対応の場合3時間（間に45分以上の休憩時間取得すること）まで可能（学校長の指示によります）。
加入保険	適用なし
再度任用	4回まで可※ただし能力実証の結果が良好であること。
選考方法	第1次：書類選考 第2次：面接（第1次選考合格者のみ） ※第2次選考は、令和8年8月中旬を予定しています。
申込方法	次のものを揃え、申し込みをしてください。 1 北区会計年度任用職員（交流及び共同学習・小集団学習講師）申込書 2 教員免許状の写し ※応募書類は、採用・不採用の結果を問わず返却いたしません。
申込期限	令和8年7月29日（水） ※郵送の場合は当日必着 ※持参の場合は、土、日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日）を除き、午前8時30分から午後5時まで受け付けます。
申込先	住所：〒114-8546 北区滝野川2-52-10 滝野川分庁舎 3階1番窓口 北区教育総合相談センター・交流及び共同学習・小集団学習講師採用担当 電話 03-3908-1326 FAX 03-3908-1327